

令和8年度 連尺小学校 いじめ防止基本方針

1 いじめ防止に対する基本的な考え方

いじめは、児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為である。教職員は、いじめ防止に向け、どの児童も被害者にも加害者にもなり得るという認識に立ち、日ごろから些細な兆候を見逃さないように努め、全教育活動を通じて、自己肯定感や自己有用感を育むとともに、他者への思いやりの気持ちを養うことができるように、魅力ある学校づくりを推進する。

「STOP the いじめ アクションプラン（岡崎市）」に沿って、いじめ防止に向けた取組を計画的に進め、未然防止・早期発見・適切な対応に努める。

<いじめの定義>

児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等、当該児童と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものと定義する。（「いじめ防止対策推進法」）

2 いじめ防止・いじめ問題対策に関する組織

校長、教頭、教務主任、校務主任、校務主任補佐（保健主事）、生活指導担当、学年主任、養護教諭、関係担任、スクールカウンセラーで構成するいじめ対策委員会を設置し、嫌がらせや人間関係のトラブルなどの些細な兆候や懸念、児童からの訴えに対して、それをいじめとして迅速かつ組織的に対応するよう努める。

3 今年度の基本方針

今年度の現状から見えてくる課題点

(1) 昨年度の実態

- ①学級集団適応心理検査（WEBQU）では、「学級生活満足群」に属する者の割合は高かったが、学級生活に満足していても、いじめにつながるような行いをしてしまう者がいた。
- ②自己の感情を適切に伝えることや相手の立場を考えて行動することが苦手な児童がいる。
- ③感情のコントロールが難しく、些細なことがきっかけで、相手に対して攻撃的になる児童がいる。
- ④継続的に嫌がらせを受ける事案があった。

(2) 実態から明らかになった課題

- ①「学級生活満足群」に属する児童への的確な見取り。
- ②相手の気持ちを想像し、自己の感情を伝えるための適切な表現方法の習得。
- ③場に応じた感情表現や行動、また、自分の行為がその後どのような結果につながるか考えることができる想像力。
- ④学級における共感的な人間関係の構築。

(3) 課題を解消するための今年度の取組

①児童について

- ・児童の自己肯定感や自己有用感を高めるとともに、他者への思いやりの気持ちを養う活動の充実を図る。

【具体的な取組】

- ・係活動や委員会活動等での日常的ながんばりを認め、自己有用感を感じられるようにする。
- ・「人権集会」など思いやりの気持ちを育む活動を充実させ、安心・安全な風土の醸成を行う。
- ・学校保健委員会で、「LGBTQ への理解」「生命の誕生」等、包括的性教育（予定）をテーマに講演会や話し合いを行う。
- ・学校行事を計画する際、自己の伸長と他者への思いやりの観点を目標に入れる。

②職員について

- ・職員がいじめ対応に関する確かな知識と行動力を身に付け、家庭や地域と連携していじめ問題に対処できるよう以下の取組を行う。

【具体的な取組】

- ・一緒に遊んだり日常的に会話したりするなどして積極的に子どもとかかわり信頼関係を築く。
- ・日常の様子をよく観察し、よいところをとらえて認め、励ます。
- ・年2回の学級集団適応心理検査（WEBQU）の結果を活用し、望ましい学級集団をつくるとともに、保護者へのフィードバックを行い、連携を図る。
- ・あたたかい人間関係を築くことができるような学級経営をするとともに、チーム学習などの学び合う学習活動を通して、自他を尊重し認め合う共感的な人間関係づくりを進める。
- ・本音を出せるような場の雰囲気をつくり、年5回の生活アンケートと生活アンケートを行わない月に心のアンケートを実施し、状況把握に努める。

- ・生活アンケートの後、個人面談を行い、子どもの声に丁寧に耳を傾ける。
- ・情報モラルに関する授業を実施し、情報機器等の正しい利用の仕方について指導する。
- ・学校外の機関にも相談できるように、子どもや保護者に相談窓口を紹介する。

③環境整備について

- ・子どもがいじめなどで苦しい状況にある時、担任をはじめ教職員等の大人に相談できるよう、普段から信頼関係をつくとともに、言いやすく聞きやすい状況・場をつくっておく。

【具体的な取組】

- ・「いじめの認知」、「組織的な対応」、「事例検討」に関する現職研修を計画的に行う。
- ・いじめ事案への対応は、週末情報交換、校内いじめ対策委員会において、迅速かつ組織的に対応する。また、必要に応じて SC や SSW、教育委員会、児童相談所、警察署等、関係機関と連携を図る。
- ・学校だよりや Web ページ等で、いじめ防止に関する取組状況などの情報を発信する。
- ・「いじめ防止基本方針」及び「STOP the いじめアクションプラン」は、学校 Web ページに掲載して周知を図る。
- ・行事等の機会に保護者に対して、家庭での SNS 等の利用方法等について啓発する。
- ・学区健全育成協議会を開催し、連携体制の強化を図る。

4 学校の取組に対する検証・見直し

- (1) 学校いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取組については、PDCAサイクルで見直し、実効性のある取組となるようにする。
- (2) いじめに関する調査や保護者への学校評価アンケートを実施し、いじめ対策委員会でいじめに関する取組の検証を行う。
- (3) 年間計画の見直しを図る。(【資料1】参照)

<いじめ防止に係る年間計画> 【資料1】

		いじめ対策委員会	未然防止の取組	早期発見の取組	家庭・地域との連携
4月	P	○「学校いじめ防止基本方針」の決定・周知 ○自死防止教育の実施	○相談室や SC の児童、保護者への周知 ○学級開き、学年開き	○いじめ相談窓口の児童、保護者への周知 ○身体測定	○PTA 総会で方針説明 ○関係Webページ更新 ○授業公開 ○学校運営協議会
5月	D		○SNS出前講座 ○のびのび遠足 ○運動会	○生活アンケート①→面談・対応	
6月	C	○現職研修①「WEBQU 利用・児童理解について」	○現職研修 WEBQU ○山の学習(5年)	○WEBQU①→評価の検証→対策 ○心のアンケート	○健全育成協議会
7月	C		○情報モラル指導	○生活アンケート②→面談・対応	○懇談会での懇談・聞き取りと WEBQU の結果配付
8月	A	○中間評価→検証 ○現職研修②「WEBQU 活用研究」			
9月	P		○情報モラル指導	○身体測定 ○心のアンケート	○授業公開
10月	D		○連尺発表会 ○学校保健委員会 ○WEBQU	○生活アンケート③→面談・対応	○保護者への学校評価アンケート
11月	C	○現職研修③「WEBQU 利用・児童理解について」	○修学旅行 ○マラソン大会	○WEBQU②→①の評価と比較・検証→対策 ○心のアンケート	
12月	C		○人権集会	○生活アンケート④→面談・対応	○懇談会での懇談・聞き取りと WEBQU の結果配付 ○保護者用生活アンケート ○学校運営協議会
1月	A		○縄跳び集会	○身体測定 ○心のアンケート	○授業公開
2月		○自己評価		○生活アンケート⑤→面談・対応	○健全育成協議会
3月	P	○学校運営協議会による評価結果検証 ○基本方針の見直し	○卒業を祝う会	○心のアンケート	
通年		○校内のいじめに関する情報収集・共有・対応策協議→事案の解消へ向けての取組	○集会における講話 ○道徳教育、体験活動の充実 ○通級による指導	○健康観察の実施 ○SC による相談 ○生活日記	

※いじめが発生した場合は、いじめ対策委員会を中心に、関係する教職員で共通理解を図りながら対応する。